

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和2年2月25日

井原市議会議長
坊野 公治 様

井原市議会議員 三宅 文雄

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和2年2月14日（金）～15日（土）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	福岡市博多区博多駅東1丁目16-14 リファレンス駅東ビル
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	2月14日（金） 10:00～12:30 議会改革注意点と議会・議員の未来 14:00～16:30 率直に語る地方議員に関するお金の考え方 2月15日（土） 10:00～12:30 質問方法スキルアップ研修 初級編 14:00～16:30 質問方法スキルアップ研修 応用編
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	大阪府議会議員政策アドバイザー 高橋 伸介 様
5. 活動内容	別添のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

5. 活動内容

◇ 2月14日（金）

▼ 10:00～12:30 《議会改革注意点と議会・議員の未来》

1. 議会要務令～議員の心得

- (1) 議会では、最上のものを目指さない
- (2) 議会では、議員全員のレベルの半歩前を提案する
- (3) 議会では、徹底して合意形成に努力する
- (4) 議会では、「私」を捨てる
- (5) 議会では、出来れば議員全員と付き合う

2. 議会基本条例に盛り込まれる項目

- (1) 閉鎖的な議会から住民参加を促進する住民と歩む議会
- (2) 質問・質疑だけの場から議員間討議を重視する議会
- (3) 追認機関ではなく首長などと政策競争をする議会

3. 標準会議規則からの脱皮

- (1) 地方自治の本旨の明確化
団体自治：地方分権 住民自治：民主主義の精神
- (2) 議会の政策立案機能と監視評価機能を発揮する方向（質問）で進み、「見える化」が求められる
- (3) 住民参加の方策は今後に期待する

4. 地方制度調査会からこれからの議会を読み解く ⇒ 主な答申等の内容

- 第21次（昭和63年）⇒地方公共団体への国の権限移譲等に関する答申
第23次（平成5年）⇒広域連合及び中核市に関する答申
第24次（平成6年）⇒市町村の自主的な合併の推進に関する答申
（平成8年）⇒地方分権の推進に伴う地方行政体制の整備・確立について報告
第25次（平成10年）⇒市町村の合併に関する答申
第26次（平成12年）⇒地方分権時代の住民自治制度のあり方に関する答申
第27次（平成15年）⇒今後の地方自治制度のあり方に関する答申
三位一体改革の進め方について
第28次（平成17年）⇒地方議会のあり方に関する答申
（平成18年）⇒道州制のあり方に関する答申
第29次（平成21年）⇒監査・議会制度のあり方に関する答申
第30次（平成25年）⇒基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申
第31次（平成26年）⇒人口減少社会に的確に対応、ガバナンスのあり方に関する答申
第32次（平成30年）⇒人口減少が深刻化し、高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方について、調査審議を求める

5. 議員活動の問題点

- (1) 議員活動（私的活動含む）
会派・議員による調査研究は政務活動費が使える
法令に職務、職責の明確な位置づけがない
- (2) 議会活動
主に公的活動、議員報酬の根拠

- (3) 政治活動（明確な定義あり）
政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為
- (4) 選挙活動（明確な定義あり）
特定の選挙で、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために、直接又は間接に働きかける必要かつ有利な行為をすること
- (5) これからの議会質問
 - ①政策立案機能、執行機関監視機能、管理運営機能の質問を充実していく。そして、出来れば議会・議員提案条例を。そのため、議会事務局強化を。
 - ②「不安を再生に向けたチャレンジに満ちた地方」ともいえ「地方政治」＝「改革」から「政治」の時代を迎える
 - ③少子高齢化と人口減少が進み、東京（関東圏）一極集中が続く中、地方自治体再編・合併の流れは確実に、そして議員も減り続ける
 - ④従来の成功モデルを真似るのではなく、その地域の特色にあった施策を提案実行
 - ⑤生き残りや再生にかけて新たな事象へ果敢に挑戦、常に議員としてのバイアス（偏り）に注意し、合意形成環境醸成を忘れずに

▼ 14:00～16:30 《率直に語る地方議員に関するお金の考え方》

1. 政務活動費とは

- (1) 日本における地方議会の議員に政策調査研究等の活動のために支給される費用である。もともとは、「政務調査費」の名称であったが、2012年の地方自治法改正により、改称され用途が拡大された
- (2) 政務活動費の用途は
調査研究、研修、広報、陳情活動、会議、資料作成、資料購入、事務費、事務所費、人件費など幅広く、これらの活動に係る委託費用、交通費、宿泊代なども含まれる。充当が不適當な経費と判断されるものには、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費などがある

2. 政務活動費の改革

*なぜ事件が止まらないのか ⇒ 攻めに強いが守りに弱い議員の習性

- (1) 持ち出しの多い選挙を戦い、常在戦場意識の中で金銭犯罪意識が希薄
- (2) 会計は小さい仕事と軽視、他人任せ
- (3) 常に選挙対策で「票」と同じに「金」も貰えるものは貰う
- (4) 議会事務局の議員に対する力不足、まだ続く「お世話係」意識
- (5) 後払いではなく先払いが多い、先に貰うと全部使いたくなる

●政務活動費趣旨の徹底理解と最大限活用

●政務活動費の処理は「地雷の処理」と心得、真剣に

●地方議員の政務活動費の用途を監視する仕組み作りが求められる事態に発展している。

3. 政務活動費の今後の対応

- (1) 政務活動費の主たる使い方は、政策提言・政策立案能力の向上（質問力）等を図るための調査研究費
- (2) 収支報告書はオープンに
- (3) 地裁「判例」は参考、上級審は視野に入れ対策
- (4) 政務活動費報告書は領収書もネット公開
- (5) 流れは定額支給から実費計算・事後清算へ

4. 議員報酬・議員定数の削減が叫ばれる流れ

- (1) 議員の「仕事」が明確ではなく、報酬根拠も薄く批判にさらされやすい
 - (2) 一部首長によるポピュリズム（大衆迎合主義）的なキャンペーン
 - (3) マスコミの取り上げ方にも問題、本質よりも揚げ足取りに終始
 - (4) 選挙公約に定数・報酬減を叫び当選する議員も
5. 報酬審議会で議論しても横並びのわけ
- (1) 議長が首長に依頼し審議される
 - (2) 有識者メンバーに議会精通者がいない
 - (3) 配られる資料は、全国市議会の動向、一般経済の動向、行政との比較、類似団体、近隣自治体、財政状況、人口規模、住民の年収、過去からの経緯、議会の活動状況等
 - (4) 結果、ほぼ横並びになる
6. 議員定数について
- (1) 地方自治法によって定められた議員定数に撤廃、議事追認機関からの変化
 - (2) 議会自らの判断が問われるようになった
 - (3) マスコミ報道による影響、議会不信が醸成、ポピュリズム（大衆迎合主義）へ
 - (4) 目先の改革⇒効果・検証を高めることにより、まず費用を減らす流れ
7. 財務省にねらわれる議員定数の今後
- (1) 議員減少の中、常任委員会の議員数を見直す
 - (2) 常任委員会の整理統合で対応していく
8. 議員年金をあらためて考える
- (1) 議員年金の概要と廃止の経緯
 - (2) 地方議員の年金の現状
 - (3) 議員年金が復活？
 - (4) 地方議員の将来への備えは？

所感

午前中は、「議会改革注意点と議会・議員の未来」について、また午後からは「率直に語る地方議員に関するお金の考え方」という内容の研修であった。井原市議会では、平成23年から議会基本条例を施行し、市民に真に開かれた議会として、議会活動にも積極的に取り組んできている。また、政務活動費についても、数々の判例を参考にたびたび要項が改正され、今日に至っている。昨年9月には、議会改革特別委員会を立ち上げ、私自身も当委員会に所属している。制定後8年を経過した議会基本条例や政治倫理条例の一部改正、議員報酬・議員定数の見直しなどの議会改革を進めることとなり、現在は議員報酬、議員定数のありかたについて先行した形で議論を展開しているところである。議会基本条例、政務活動費のこのたびの研修では、地方制度調査会の答申から、これからの議会のあり方について方向性が見えてくるというところが非常に参考になった。人口減少が大きな社会問題として取り上げられてきた今日、我々地方議会人も、これからの国の動向を注視しながら、対応していかなければならないと思う。

◇ 2月15日（土）

▼ 10:00～12:30 《質問方法スキルアップ研修 初級編》

1. 質問レベル4段階

- レベル1 ⇒ 地元・住民要望型
- レベル2 ⇒ 財政・市政に関するチェック型
- レベル3 ⇒ 行財政改革型
- レベル4 ⇒ 政策提案（立案）型

2. 質問する前の注意点

(1) 質問の貯金箱の作成

- ① まずパソコンにフォルダを作る(2020年質問箱)
- ② 各事業名のフォルダを作る(総務部、市民生活部、建設部など)
 - フォルダの中には1案件1ページのワード文書を入れる
 - ワード文書トップには日付、案件名、担当者名を入れる
- ③ 行政関係とは別に「住民相談・要望等」のフォルダも作る
 - フォルダの中には1案件1ページのワード文書を入れる
 - ワード文書トップには日付、相談者、相談者の住所連絡先を入れる

(2) 議員にとって新たな武器 ⇒ 「リーサス」

リーサスとは、地方自治体の様々な取り組みを情報面から支援するために、内閣府のまち・ひと・しごと創生本部事務局が提供する、産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集積し、可視化するシステムである。客観的なデータに基づき地方におけるヒト・モノ・カネの流れを「見える化」して、誰でもその地域の現状や課題を把握できるようにしたもの

3. 質問力を上げるポイント

(1) 一般質問では

- ① 「市政全般に対して市の見解を求め、疑問をただすもの」「知っていることを聞き、知らないことは聞かない」＝自身の事前勉強と十二分なヒアリング
- ② 現在では、一般質問において、行政に対する政策提案にもウェイトがおかれるようになった

(2) 質疑では

- ① 「議案に対する疑問点をただす」「議題外に渡り、又はその範囲を超えてはならない」誤った認識で何ら事実の裏付けのない単なる「演説」「要望」もタブー、指摘は可
- ③ 常任委員会の「質疑」では、質疑の範囲をやや広く運用されることが多い

4. 一般質問と議案質疑の何が違うか

○ 一般質問とは ⇒ 議員が市政全般に対して市の見解を求め、疑問をただすもの
〃 〃 〃 ⇒ 「知っていることを聞き、知らないことは聞かない」
(自身の事前勉強と十二分なヒアリング)

○ 質疑とは ⇒ 議案に対する疑問点をただすこと

〃 〃 〃 ⇒ 議題外の質問はできない
誤った認識で何ら事実の裏付けのない単なる「演説」「要望」もタブー、指摘は可、なお「要望」は必ず書面で行うこと

5. 議会答弁への対応ケーススタディ

(1) トップにより質問の仕方を変える

○ 市長が議員に求めるタイプを3つに分ける

- ① 優秀な市長は ⇒ 知識のある人、情報発信力のある人、行政の不足を指摘してくれる人
- ② 善良な市長は ⇒ 議会をまとめてくれる人、行政事務に理解のある人、普通の議員である人
- ③ 政治的な市長は ⇒ 選挙を応援してくれる人、多少の事は目をつぶってくれる人、何事もなく任期を全うさせてくれる人

(2) それぞれの対策

- ① 優秀な市長には ⇒ めったにおられない、総じて議会は太刀打ち困難、議会レベルも上がるがひたすら協力していくことが多い
- ② 善良な市長には ⇒ 議会・議員の戦略・戦術で成果あり、日頃からの直接の話し合いが有効

③政治的な市長には ⇒ 駆け引きで成果を狙う。市長・議員共に市政の発展、住民福祉の増進という崇高な任務がある。議会がまとめれば条例を打ち出し施策を進めることも可能

(3) 執行部からみた議会質問

○市長の味方と似ているが、議員の仕事力についてはよりシビアに見ている

- ①勉強不足なのうえから目線
- ②選挙前だけは異常に頑張る
- ③日頃何しているのかわからない

(4) 執行部から一般質問に求められるもの

○執行部が、身体でわからない問題を具体的に指摘・改善策を出す、執行部はなるほどと思いたい

指摘・提案＝共感＝協力＝実行のサイクル

(5) 一般質問のポイント

- ①「学芸会批判を逆手に取り、完璧な「シナリオ」を作り、角度をかえながら質問を続ける「一流の舞台へ」
- ②職員からの情報は宝の山「質問貯金箱の作成」
- ③議員提案には財政効果も忘れずに
- ④行政資産の有効活用「行政資産の精査と整理統合」
- ⑤人間は考える葦である（パスカル）「常に効率性の追求」

▼14:00～16:30 《質問方法スキルアップ研修 応用編》

1. 人口減少時代の質問とは

(1) ビジネス世界での基本を質問に生かす（新規事業立ち上げまでの5つのステップ）

- ①新規事業を立ち上げる目的を明確にする（質問の目的）
- ②新規事業のビジネスアイデアを決める（質問の持って行き方）
- ③新規事業立ち上げの企画書をつくる（質問の起承転結・シナリオ）
- ④新規事業に必要な資金と人材を集める（十分なヒアリング）
- ⑤新規事業を立ち上げる（一般質問の実行）

(2) 地域経営から住民福祉、市政の発展につなげる議会からの政策サイクル

- ①従来から行われているチェック法
 - PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）によるチェック
- ②地域経営では新たな討議空間である議会の位置づけとして
 - 審議・討議・決定を追加

2. 行財政改革の質問を16年してきました。これからの質問の考え方3

- (1) 市長・行政による条例化を一步前進と評価する
- (2) 地方公務員法に基づくのではなく、地方自治法に基づくべきと「指摘」する
- (3) しかし、今後の財政に寄与する観点から賛成する

3. 質問や議会活動で自治体をどう導いていくか

(1) 現在のキーワードは福祉増進のための選択と集中

○ファシリティマネジメント（民間主導）系の質問が重要

- ①指定管理とは別の角度で見直す
- ②箱物維持管理費の見直し⇒統廃合につなげる
- ③市有財産の点検⇒そのことにより市資産の把握

(2) 事務事業精査からの質問

- ①事務概要を精査し、無駄な事務を整理

- ②事務事業チェック表があればチェック表に出ていない内部事情を精査
 - これからの地方自治がどのようにならざるを得ないか。気になる人口減少時代の質問
 - ③第32次地方制度調査会における「圏域協力連携」に注意
4. 質問すること、質問したあと何でも相談会します
- 「旬のネタ」と「地域の切実な問題」を組み合わせるには
 - ①導入は大きく、全国の話とかを地域に当てはめて訊く
 - ②次に日頃の行政を褒め、正確に評価する
 - ③現在の施策を答弁させ数字を言わせる⇒単なる精神論ではダメ
 - ④そして最後に提言する
- 首長の資質に応じて議会は巧みな戦術を

所感

今日の午前中は「質問方法スキルアップ研修 初級編」、午後も同じく「質問方法スキルアップ研修 応用編」という内容の研修であった。午前中の研修では、質問力の向上に向けた取り組みについて、初心にかえってしっかりと勉強をすることができた。私自身、市民からの負託を得て議員となった以上、議会で質問することは、当然ながら自分自身に与えられた特権であり、義務であろうと思っている。ただ執行部サイドからは、どう思われているのかはわからない。知ろうとも思わない。また同僚議員からの意見も余り参考にしようとも思わない。あくまでも自分流である。ただ言えることは、やはり議会は自分だけのものではない。議場はじめ各種の委員会においては、議員と執行部が同席し、審議の過程で守らなければならないルールも当然ある。それだけは今後の議員活動、とりわけ質問・審議の過程で守って行かなくてはならない。講師の先生は、16年間、枚方市議会で議員活動をされ、副議長も経験された方である。大学の先生の講義と違って、議員経験者ならではの、議員活動に直結した身近な話をされたので非常に参考になることが多かった。特に午後からの講義では、実際に自分が現職にいた時に議会で質問をした内容について説明された。成果を上げることはできたが、失敗であったと反省されている。皆さんは、このような禍根（遺恨）を残すような表現は厳に慎んで下さいと結んであった。私自身のこの度の任期もあと1年余りとなってきた。やりたいことは山ほどある。今後の議員活動においても、議会で質問・質疑は初歩中の初歩である。これからもこういった研修を通して、質問力のスキルアップ（向上）に努めてまいりたい。

二日間にわたって、よい勉強をさせていただきました。